

家賃や進学的生活費、資格取得のための支援資金

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

貸付のご案内

就職や進学又は資格取得を希望する児童養護施設等を退所した方等に必要な資金を貸付け、円滑な自立を支援することを目的とします。

家賃や生活費の貸付は就職後5年間、資格取得の貸付は就職後2年間、引き続き就業した場合は、貸付金の返還が免除されます。

資金の種類	生活支援費	家賃支援費	資格取得支援費
貸付対象者	<input type="checkbox"/> 進学や就職を機に、児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除された方等で、保護者等から経済的な支援が見込まれない次の方 <input type="checkbox"/> 大学等への進学者	<input type="checkbox"/> 大学等への進学者 <input type="checkbox"/> 就職者	<input type="checkbox"/> 児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の方等で次の方 <input type="checkbox"/> 資格取得希望者
対象経費	<input type="checkbox"/> 修学に必要な生活費	<input type="checkbox"/> 1月あたりの家賃相当額	<input type="checkbox"/> 資格取得に要する費用
対象期間	<input type="checkbox"/> 大学等の在学期間	<input type="checkbox"/> 大学等の在学期間 <input type="checkbox"/> 就労期間（退所又は委託解除後2年を限度）	<input type="checkbox"/> 資格取得に要する期間
貸付額 無利子貸付	<input type="checkbox"/> 月額50,000円以内 <input type="checkbox"/> 年度ごとに貸付額を決定	<input type="checkbox"/> 生活保護制度の額 <input type="checkbox"/> 年度ごとに貸付額を決定	<input type="checkbox"/> 250,000円以内
貸付金交付	<input type="checkbox"/> 年2回の分割交付	<input type="checkbox"/> 年2回の分割交付	<input type="checkbox"/> 全額を一括交付
返還期間	<input type="checkbox"/> 15年以内	<input type="checkbox"/> 15年以内	<input type="checkbox"/> 2年以内
返還の免除	<input type="checkbox"/> 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業継続した場合 等	<input type="checkbox"/> 就職した日から5年間引き続き就業継続した場合 等	<input type="checkbox"/> 就職した日から2年間引き続き就業継続した場合 等
実施主体 貸付審査	<input type="checkbox"/> この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、国と新潟県が貸付原資を出し合い、「社会福祉法人新潟県社会福祉協議会」が運営しています。 <input type="checkbox"/> 実施主体である新潟県社会福祉協議会が、借入申込みを受け、審査し、貸付を決定します。		

申込先・問い合わせ先(申込は、郵送でも可能です。)

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 生活支援課

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

電話 025-281-5605 <http://www.fukushiniigata.or.jp/>



新潟県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金 概要・申込方法

児童養護施設退所者等

家賃や生活費の支援を受けたい
就職に必要な資格を取得したい



相談

- ・児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
- ・里親、ファミリーホーム
- ・児童相談所

借入申込み【実施主体】

申込先	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 〒950-8575 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ内 Tel.025-281-5605		
資金	生活支援費 月額 50,000 円以内	家賃支援費 ※月額家賃相当額	資格取得支援費 250,000 円以内
申込書類	<input type="checkbox"/> 第 1 号様式「借入申込申請書」 <input type="checkbox"/> 第 2 号様式「児童養護施設等施設長意見書」（児童養護施設等の対象者の場合） <input type="checkbox"/> 第 3 号様式「児童相談所長意見書」（里親等の対象者の場合） <input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得を証明する書類（連帯保証人を立てる場合）		
	<input type="checkbox"/> 大学等の入学・在学を証明する書類	<input type="checkbox"/> 1ヶ月あたりの家賃相当額を証明する書類 <input type="checkbox"/> 大学等の入学・在学を証明する書類（進学者の場合） <input type="checkbox"/> 就労していることを証明する書類（就職者の場合）	<input type="checkbox"/> 資格取得に要する費用の実費を証明する書類

※「月額家賃相当額」の地域別額：新潟市 35,500 円、長岡市 31,800 円、その他の市町村 32,000 円

貸付金の返還

連帯保証人	<input type="checkbox"/> 連帯保証人は原則 1 人必要（要相談）
貸付利子	<input type="checkbox"/> 貸付利子は無利子
延滞利子	<input type="checkbox"/> 延滞利子は年 5.0%
返還期間	<input type="checkbox"/> 返還期間は <input type="checkbox"/> 生活支援費及び家賃支援費は 15 年以内 <input type="checkbox"/> 資格取得支援費は 2 年以内
返還方法	<input type="checkbox"/> 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払方式
返還する場合	<input type="checkbox"/> 就職しなかったとき <input type="checkbox"/> 希望した資格が取得できなかったとき 等
返還の猶予	<input type="checkbox"/> 大学等に在学しているとき <input type="checkbox"/> 就業継続しているとき 等
返還の免除	<input type="checkbox"/> 進学者の場合、大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、かつ、5 年間引き続き就業継続したとき <input type="checkbox"/> 就職者の場合、就職した日から 5 年間引き続き就業継続したとき <input type="checkbox"/> 資格取得希望者の場合、就職した日から 2 年間引き続き就業継続したとき 等

